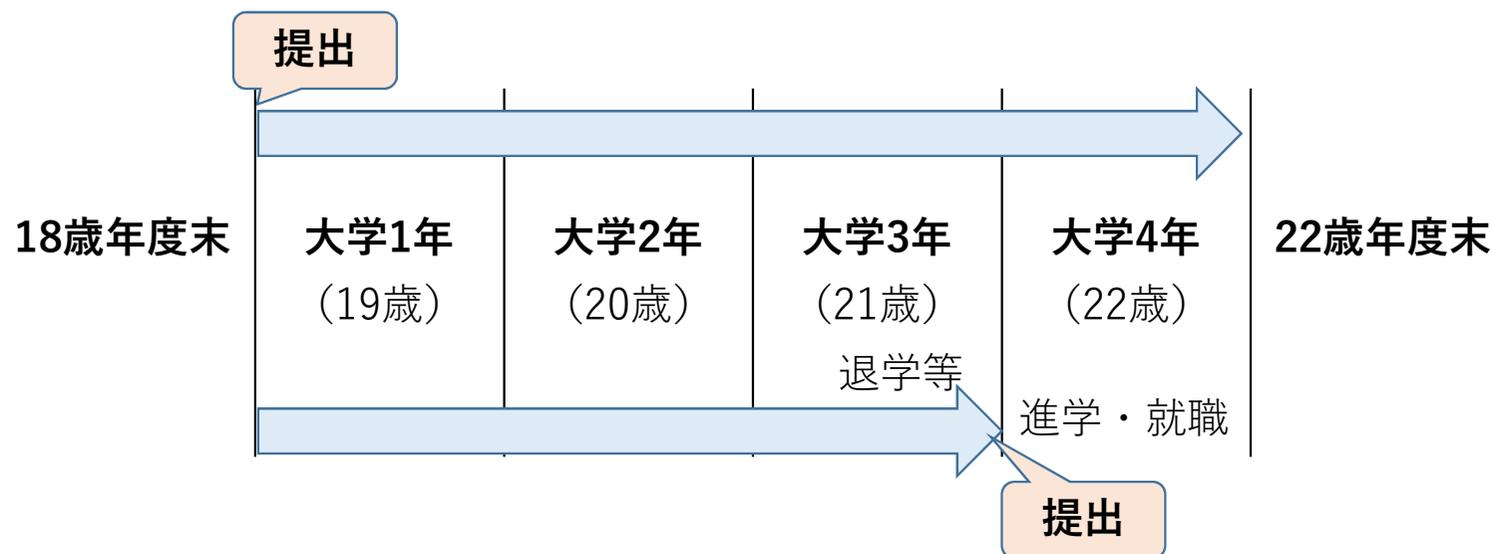


4年制大学に進学した場合の例

大学生年代を含めることで、第3子加算（多子加算）を受けている受給者が対象です。



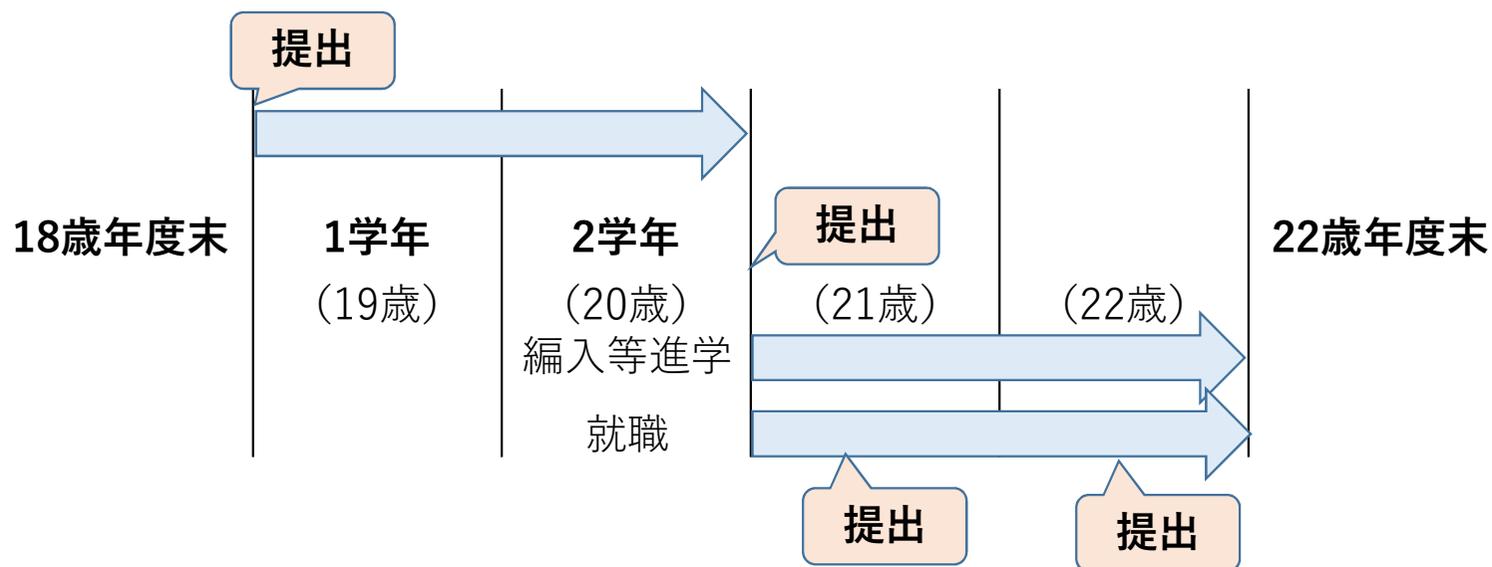
卒業予定年月が22歳年度末となるため、確認書の提出は基本的に18歳年度末時期の提出のみとなります。

退学等があり、先に提出した確認書の内容に変更がある場合（学生から社会人等に）は、改めて確認書を提出する必要があります。

※子が就職し、独立して生計を営む場合は、算定対象となりません。

短期大学・専門学校に進学した場合の例

大学生年代を含めることで、第3子加算（多子加算）を受けている受給者が対象です。



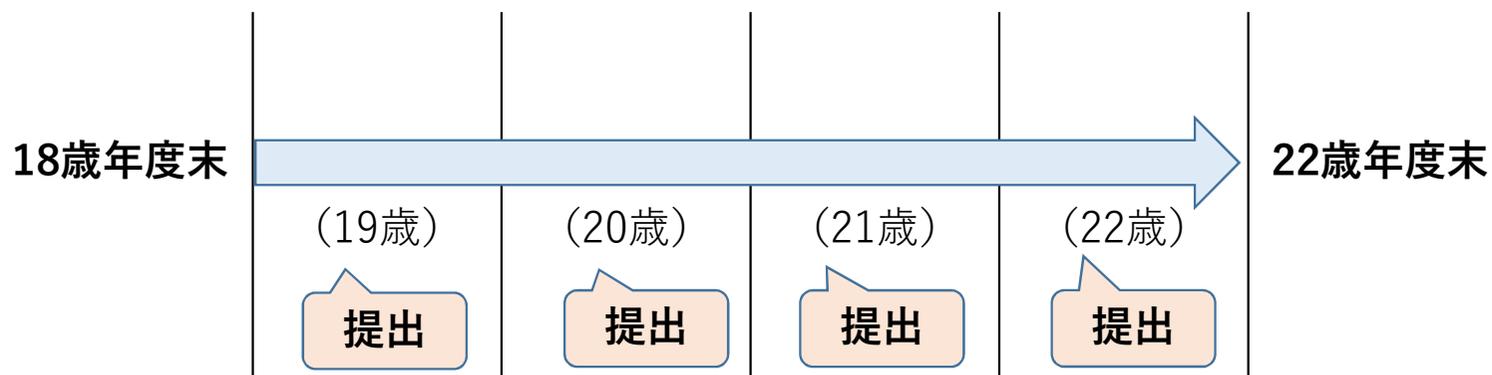
卒業予定年月が22歳年度末より前となるため、改めて確認書の提出をする必要があります。

退学等があり、先に提出した確認書の内容に変更がある場合（学生から社会人等に）は、改めて確認書を提出する必要があります。

※子が就職し、独立して生計を営む場合は、算定対象となりません。

就職・無職の場合の例

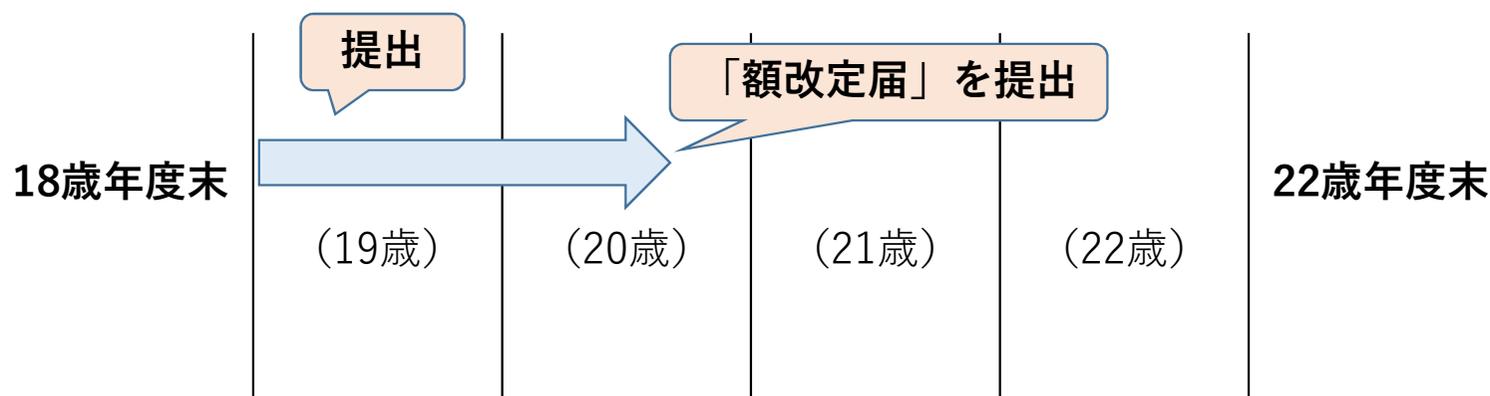
大学生年代を含めることで、第3子加算（多子加算）を受けている受給者が対象です。



毎年6月の現況届にて、子の監護相当・生計費の負担の状況について、確認書を提出していただきます。
申立てに疑義が生じた場合は、「真正であることを証明する関係書類」の提出を求められることがあります。

独立して生計を営むようになった場合（減額）の例

大学生年代を含めることで、第3子加算（多子加算）を受けている受給者が対象です。



算定対象の子が、22歳年度末前に就職や婚姻等を理由に、その子が独立して生計を営む（受給者による経済的負担がない）場合は、監護相当・生計費の負担がなくなることで、手当の減額となります。そのため、「児童手当額改定届」を提出し、多子加算を減額する必要があります。

減額の事由があるのに、手続きされず児童手当が支給された場合には、返還していただくこととなりますので、ご注意ください。